

平成29年度女性活躍推進基盤整備委託事業

女性起業家等支援ネットワーク構築事業

(地域ネットワーク事業者(代表機関))

公募要領

<公募実施地域ネットワーク事業者(代表機関)>

- ・中部地域ネットワーク事業者(代表機関)
- ・四国地域ネットワーク事業者(代表機関)

<公募期間>

公募開始日：平成29年4月17日(月)

締め切り日：平成29年5月2日(火)正午(12時)迄 郵送必着

<問い合わせ先>

平成29年度女性活躍推進基盤整備委託事業

女性起業家等支援ネットワーク構築事業(全国事務局)(株式会社パソナ内)

電話番号：03-6225-2081

※受付時間9:00~12:00、13:00~17:00 月~金(祝日除く)

平成29年4月

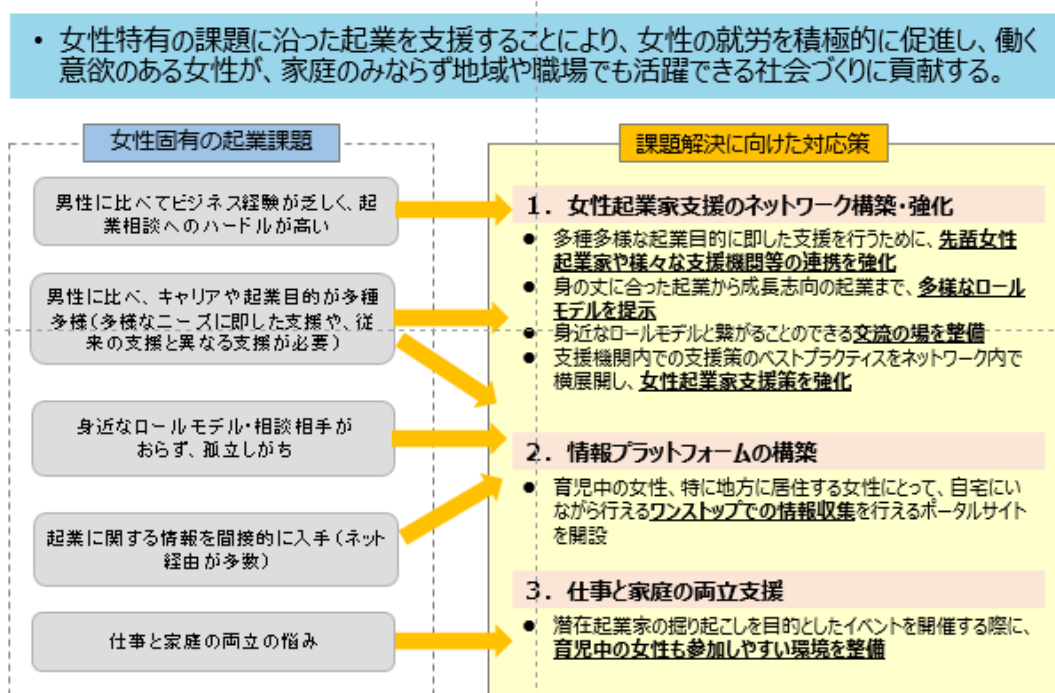
株式会社パソナ

平成29年度女性活躍推進基盤整備委託事業
女性起業家等支援ネットワーク構築事業（地域ネットワーク事業者（代表機関））

1. 事業の目的

平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の一環として、様々な取組を進めてきたところ。「女性活躍加速のための重点方針2016（平成28年5月20日「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定）」には、「潜在的起業希望者から事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家まで、多種多様なニーズに応えることができるよう、地域の金融機関、産業・創業支援機関、NPO、起業経験者等からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国に構築する」ことが掲げられている。

本事業では、女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした女性起業家等支援ネットワークを全国10箇所形成する。起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内に構築し、既存の起業家支援施策への橋渡し等、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うこととする。なお、対象となる女性は起業前段階だけでなく、創業間もない女性起業家（概ね5年以内）や事業成長に課題を抱える女性起業家も含めることとする。



平成28年度女性起業家等支援ネットワーク構築事業方針資料より

2. 事業の方針

本事業では、女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした女性起業家等支援ネットワークを全国10箇所形成する。

10箇所の女性起業家等支援ネットワークにおいて、女性起業支援に資する取り組みを行う機関等（以下、「構成機関」とする）を束ね、広域で連携しながら地域を挙げて女性起業支援に取り組む中核機関（以下、「代表機関」とする）を、全国事務局が再委託先として選定する。

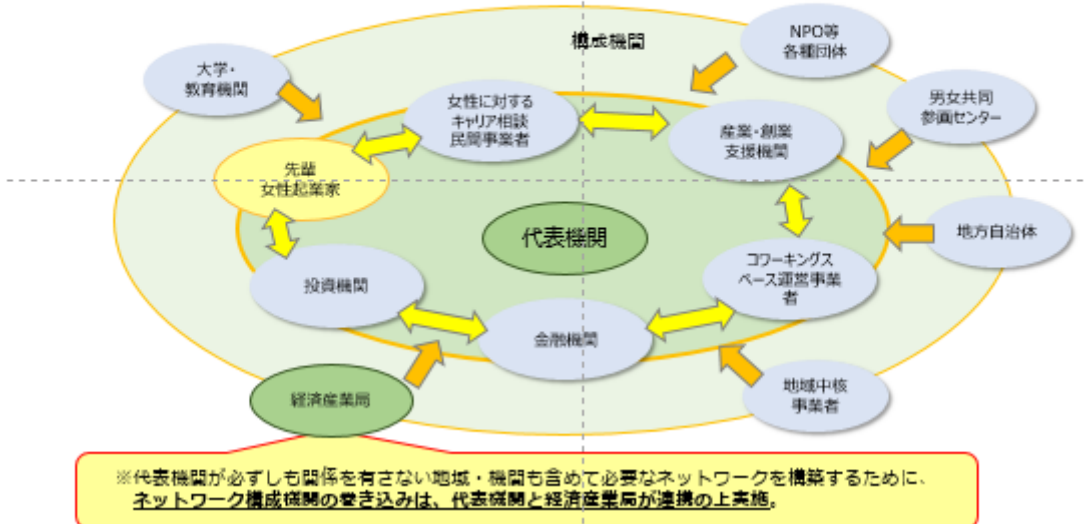
代表機関は原則、全国事務局の再委託先として公募により選定することとするが、平成28年度事業の実施事業者の中で、外部有識者委員会の議論を踏まえ、事業の継続実施が適当である代表機関については全国事務局との随意契約も可能とし、全国事務局が事前に選定することとする。

新たに提案を行う事業者については、平成28年度における地域ネットワーク事業者による活動状況やネットワークの課題・展望について、全国事務局および各地方経済産業局に確認し、それを踏まえた企画提案をしていただくことを期待する。

有機的な連携に向けて

- 女性ならではの起業課題に対応するためには、「先輩女性起業家」、「キャリア支援機関」、「コワーキング」等の新たなメンバーの参画が重要。

<ネットワーク構成機関のイメージ>



構成機関には女性の起業を支援する地域の金融機関や産業・創業支援機関のほか、男女共同参画センター、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等各種団体、コワーキングスペース運営事業者、地域中核事業者、先輩女性起業家（創業経験者）等が想定される。また、地方自治体（例：男女共同参画ご担当部署、商工・労働ご担当部署、産業政策ご担当部署等）及び各地方経済産業局との連携も必須とする。

3. 平成29年度の各地域ネットワーク事業の活動方針

本事業初年度である平成28年度は、女性起業家等を支援するネットワークの基盤形成を全国10地域で行い、起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制を、ネットワーク内に構築した。また、潜在層を対象とした「新しい働き方のひとつとして起業があることの理解を深める」イベントなど女性起業の普及・啓発活動を実施。こうした各地域ネットワーク内のイベントセミナー等と支援メニュー、女性起業家のロールモデルを掲載した、女性起業家支援ポータルサイト「わたしの起業応援net」を開設し、WEB相談窓口を含むワンストップでの情報収集できるプラットフォームの構築を行った。

2年目となる平成29年度については、下記の方針を柱に事業を実施することとする。

事業方針の柱		目指すべき成果
ネットワーク	① 女性起業家支援体制の拡充 女性起業家等支援を行う地域・機関の偏りを解消するため、各地方経済産業局のもつ地域情報を活かした巻き込みや、男女センター等の多様な構成機関との連携により、単独での支援を行う機関のヨコ連携を促し、女性起業家支援の輪を全国へ拡大する。	多種多様な起業ニーズ・課題を抱える女性が、ネットワーク内での連携支援を活用することで、起業ステージを前に向かって進むことを実現する。
	② 女性起業家支援策の向上 地域の現状・課題・解決の方向性を踏まえた女性起業家等向け起業家支援策の模索 (1) ワンストップ支援機能の向上 (2) ステージ毎の支援機能の向上 他地域での支援策の共有 (3) 伴走型支援事例の創出 →P9記載の<基本4メニュー>を基に構成機関が連携した支援を実施。その支援事例コンテンツを第2回全国連絡会議で開催予定。	・女性起業家支援事例コンテンツでの事例発表 ・地域課題に応じた連携支援及び、ビジネス経験の少ない女性の起業家相談や多種多様な相談に対応できる体制の構築と支援人材育成
起業の普及	③ 起業の普及 ・女性の起業相談ニーズの掘り起こし ・ポータルサイトでの相談機能の充実 ・潜在的起業希望者・女性起業家への周知	・各地域のイベント・セミナー等との連携・周知広報 ・潜在的起業希望者・女性起業家のネットワークへの周知、メディアとの連携

4. 代表機関の業務内容

代表機関は、次の（１）～（９）に掲げる事業のうち【必須】の事項については必ず実施することとする。

活動内容の提案にあたっては、自地域における女性への起業支援施策・体制等の現状、課題、解決方針を把握・整理の上、本事業を通じて目指す女性起業家支援の姿を実現するために必要な機能を備えることができる具体的取り組みの企画を行うこと。各地域にて既に存在するネットワークや取り組みのみならず、本事業にて新たに実施する事項（新規の構成機関の巻き込み、新規性の高い取り組みの実施等）を必ず提案するよう留意されたい。

なお、現状把握や実施内容企画にあたっては、次に示す本事業のポータルサイトや女性起業家等実態調査の内容も参考とし、それらを踏まえ本事業の趣旨に沿った提案を行うこと。

<参考>

- ・「わたしの起業応援net」（本事業の普及広報を目的とした全国ポータルサイト）
<http://joseikigyō.go.jp/>
- ・経済産業省 平成27年度産業経済研究委託事業（女性起業家等実態調査）EYアドバイザー（株）作成
http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/joseikigyōka/pdf/joseikigyō_report.pdf

（１）女性起業家等支援ネットワークの組成と連携【必須】

① 女性起業家等支援ネットワークの組成

平成28年度に構築した女性の起業を支援する地域の金融機関や産業・創業支援機関のほか、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等各種団体、シェアオフィス・コワーキングスペース運営事業者、地域中核事業者、先輩女性起業家（創業経験者）等により構成された地域ネットワークを質・量ともに拡充し、起業を志すあらゆる段階にいる女性をフォローできる体制をネットワーク内において構築することを目指す。

さらに、ネットワーク内における様々な支援機等による連携支援好事例の収集・整理を行い、それを各地域のネットワーク内で情報共有し、支援レベルの底上げを図り、また、全国連絡会議で行う他地域の支援の好事例の情報提供を行うことで、地域ネットワーク内での新たな連携支援の創出を目指す。

代表機関はネットワークの橋渡し役としての役割を担うこととし、女性の相談内容に応じて、適切な構成機関に繋ぐことができるようネットワーク内での連絡を密にするとともに、起業を志す女性や創業間もない女性起業家に対し、ネットワーク内でワンストップな支援を行うことができる体制を構築すること。

また、各地域によって必要な支援は異なるため、事業の実施にあたっては事前に現状の女性起業家への支援策や課題等を十分整理し、ネットワーク内で共有すること。

尚、地域ネットワークの支援対象地域は、各経済産業局の管轄する地域内（P21の表1

を参照)に準じて実施するものとする。ただし、提案内容に応じて、各経済産業局が管轄する地域を越えての連携も可能とする。支援対象地域を同一都道府県内のみに限定することは認められない(ただし、北海道・沖縄県を除く)。

平成28年度ネットワーク組成の自地域の課題を踏まえ、構成機関の参画や活動実績がまだない地域、もしくは、少数であった地域(都道府県)にて、今年度どのようなネットワーク拡充を行う予定かを含めた提案をすること。

②地域連絡会議の開催

当該ネットワークでは、各機関等における連携強化を図るため連絡会議を実施すること。ネットワーク内の連絡会議においては、地域内の女性起業家支援の具体的な事例や複数の構成機関で連携支援した事例を共有することとする。

1回目の地域連絡会議は7月～8月頃の開催を必須とし、「第2回女性起業家支援メンター育成研修」(P8「(5)女性起業家支援メンター育成研修への参加」②に記載)と併催することとする。

地域連絡会議の開催回数は任意とし、(2)普及・広報活動との併催も可能とする。また、各地方経済産業局担当者の参加を必須とすること。

但し、会議の参加に係る構成機関への謝金・交通費は本事業費の支出対象外とする(地域の特性上、交通費の支出を必要とする場合は、支出目的・支出範囲・支出額の根拠と理由を添えて企画提案に含むこととする)。講師として招聘する場合は、事業費の対象とする。

③ 地域ネットワークの構成機関の変更(追加・削除)に関する管理業務

構成機関の追加・削除については、代表機関が管理を行うこととする。

構成機関の参画申請者より所定用紙の提出を受け、追加削除の管理を行い、全国事務局、経済産業局に必ず報告を行うこととする。構成機関情報の取りまとめを行うとともに、新たにネットワークに加わった機関の情報については、随時全国事務局のポータルサイトに更新すること。

なお、平成28年度に登録した地域ネットワークの構成機関については、構成機関からのネットワーク脱退の要請がない限り平成29年度も登録を継続しているものとし、新たな更新の手続きは不要とする。

(2) 普及・広報活動【必須】

女性の職業キャリアの選択肢のひとつとして起業を見せ、多種多様な起業ニーズ・課題を抱える女性に本ネットワークを活用してもらうべく、各自治体や各地域の産業・創業支援機関等による普及・広報と連携した具体的な活動内容を決定することとする。

なお、広域として実施する普及・広報活動の狙い及び具体的な広報活動を検討する際は、経済産業局からの意見を反映させること。

既に活躍をしている女性起業家に対しては、先輩女性起業家との交流を図ることを目的としたイベントや女性起業家の課題に応じたセミナーの開催等が想定されるが、潜在的な女性起業家に対しては、大規模小売店舗等を活用した親子が参加できるイベントの場を活用し、女性の職業キャリアについてのセミナー等を行うなど、それぞれの地域の女性起業家支援課題に応じて、足りない支援を補うような活動を実施することを期待する。

すでに、各自治体や各地域の産業・創業支援機関等により行われているイベントやセミナー等の普及・広報と連携して本事業の広報を行うことで、各自治体や各地域の産業・創業支援機関等が実施するイベント・セミナー等に参加した女性に、その後、本事業のネットワークの連携支援で確実にフォローできる機会があることを見せ、女性のニーズに応じた広域支援策の検討・潜在的な女性起業希望者の掘り起し課題にともに取り組みこととする。

また、男女共同参画センター等と連携した託児環境の整備など、新たな支援機関等との連携による普及・広報活動の拡充を検討すること。

実施する広報のイベント内容および周知するためのWEB・チラシ・ポスター等制作物については、発注前に、全国事務局に事前に内容の確認・承認を得ることとする。

(3) ビジネスコンテスト等の開催【任意】

女性起業家の掘り起こし及び女性起業家のビジネスプランのブラッシュアップ等を目的としたビジネスコンテスト等を開催する。地域の自治体・支援機関、メンター、事業成長のための支援者等との交流促進を生み出すとともに、ビジネスコンテストの最終選考通過者だけでなく、すべての応募者・応募希望者と当日の参加女性に対して、ニーズに対応した継続的なフォローアップ・相談対応を構成機関と連携して行う施策を組み込むこと。また、本事業ネットワークを活用して起業ステージをすすむ女性を身近なロールモデルとして提示することで、女性起業家の事業PR支援と本事業の普及啓発に繋げること。

(4) 女性起業家支援ポータルサイト「わたしの起業応援 net」への情報提供【必須】

「わたしの起業応援 net」内の全国10箇所の「ネットワークページ」に掲載する構成機関の情報やイベント情報などを、所定の様式で、全国事務局に随時提供すること。

種別	内容
構成機関の情報	サイトを閲覧した女性が、自分のニーズ・課題に合った適切な相談窓口やサポート情報、コワーキング・シェアオフィス、創業支援サポートをしている機関情報を選択できるような情報提供につとめることとする。 ※構成機関情報の掲載写真については、事業者のロゴなどではなく、相談場所風景や相談員、イベント・セミナーの様子の写真

	などとし、女性が相談・活用しやすい工夫を行うこと。
イベント・セミナーの 情報	<p>代表機関および地域ネットワーク内の構成機関が実施する各ステージの女性起業家等向けのセミナー・イベント情報を提供することとする。その際、構成機関が会員や顧客募集を行う目的のものや、参加費が高額なものなど、本事業の主旨と照らし合わせて、掲載が適切か疑義の立つものについては適宜掲載可否の判断をすること。判断に迷う場合は、全国事務局、各地方経済産業局と協議の上、決定するものとする。</p> <p>提供された情報はすみやかに全国事務局が確認し、ポータルサイトのイベント情報欄に掲載することとする。</p>

(5) 女性起業家支援メンター育成研修への参加【必須】

全国事務局が実施する女性起業家支援メンター育成研修に出席すること。

平成29年度事業にて予定している女性起業家支援メンター育成研修は下記の通り。本企画提案書上において、出席予定者を2名記載することとする。なお、本研修参加に要する旅費・宿泊費については、代表機関の事業費にて負担することとする。

①本事業で目指す「女性起業家支援メンター」の定義

地域ネットワーク内の各地の構成機関を理解し、起業を志すあらゆる段階にいる女性や創業間もない女性等、各女性起業家の抱える課題を的確に把握し、さまざまな背景（生活環境やキャリア経歴、ビジネスに対する志向等）を踏まえた上で、適切な解決策を検討し、女性のニーズにあわせた適切な窓口に繋ぎ、その後のフォローを行い伴走型で支援できる人材とする。

本事業の目指す方向性の中で、現在課題の1つである、ステージ0～1の潜在的・初期起業希望者(※1)の女性特有の起業時の特徴・課題に対するコミュニケーション～伴走型サポートの方策について学び、地域ネットワークの構成機関メンバーに働きかけるコーディネーターとして、本事業の実施成果の最大化に向けて上記役割を担うこととする。

(※1) 本事業では女性の起業ステージを0～3に分類。詳細は、下記 URL を参照のこと。

<http://joseikigyo.go.jp/abc/>

②女性起業家支援メンター育成研修の開催内容について

・開催時期と開催内容（下記年3回を予定）

	時期・場所	内容
第1回	時期：6月中旬終日 開催予定。(翌日、第1回全国連絡会議開	各地の代表機関のコーディネート力習得と、多種多様な女性からの起業ステージごとの相談にワンストップで対応できるコミュニケーション・コーディネ

	催) 場所：東京	一トカの習得を目的とし、女性起業家支援の方策の検討、必要な要素の整理、地域内支援機関のコーディネート実例紹介などを予定。
第2回	時期：7月～8月で代表機関が日時決定。地域の連絡会議の中で開催。 場所：各地域ネットワーク内	第1回女性起業家支援メンター育成研修参加メンバーが企画し実施する。第1回の研修で得た内容を自地域のネットワーク構成員へ展開するとともに、地域の構成機関が抱える課題の解決に必要となる、ステージごとに適切な女性起業支援策を講じるためのスキルや情報等の提供を行う。研修内容の企画・運営は代表機関で行い全国事務局がサポートする。
第3回	時期：11月中旬～12月中旬。(第2回全国連絡会議の翌日開催) 場所：東京	女性起業家連携支援事例コンテストの好事例から女性起業家の各起業ステージに応じた多様なニーズに応じた連携支援の方策整理と、それを踏まえたワンストップ窓口の担い手に必要なスキル等研修を実施予定。

(6) 全国連絡会議出席及び実施期間中の情報共有と進捗管理への協力【必須】

①全国連絡会議への出席（年2回）

全国事務局が実施する全国連絡会議へ出席することとする。各地域の活動状況及び女性起業家支援の具体的事例の横展開と、事業の進捗状況の報告、課題の解決に向けた検討等に係る議論を行う。開催会場は都内を予定。

〔第1回全国連絡会議〕6月中旬～下旬

〔第2回全国連絡会議〕11月中旬～12月中旬

原則最大2名までの出席とし、全国連絡会議参加する旅費は代表機関の事業費から支出することとする。

②「女性起業家連携支援事例コンテスト」への参加・事例発表

上記①の第2回全国連絡会議では、各地域ネットワークで連携して実施した、下記「基本4メニュー」コンテンツ等含む女性起業家支援の連携支援好事例を発表するコンテスト開催する。

<女性起業家支援「基本4メニュー」>

(1) やりたいこと・アイデアを引き出し、事業のタネを生み育む支援

(例) カウンセラーや男女センター等によるキャリアカウンセリング、先輩起業家との交流)

(2) 必要なレッジの提供

(例) 女性のビジネス経験を補うための、創業スクール等による会計や経営、マーケティングの基礎知

識習得、事業計画策定、金融機関等による資金調達に関する相談

(3) 事業化体験の場の提供

(例) テストマーケティングの場の提供

(4) 事業化・事業成長に向けたアドバイス

(例) 先輩女性起業家・金融機関・創業支援機関等の専門家によるメンタリングや、企業とのマッチング等による販路・PR 支援

地域事情に応じ、この基本4メニュー以外の事例も可とし、コンテストの詳細は、第1回全国連絡会議で共有することとする。

「女性起業家連携支援事例コンテスト」では、各地域ネットワークから代表機関・構成機関によるプレゼンテーションを先輩女性起業家や外部有識者等の前で行い、一般投票などにより、連携支援事例のベストプラクティスを選出・表彰、メディアへの発信やHP掲載を予定。また、本コンテストで紹介される女性起業家支援事例については、ネットワークの連携支援を受けた女性起業家、連携支援を受けたい女性を事前に地域ネットワーク内で募集しコンテスト等でロールモデルとして紹介することで、本事業の広報および女性起業家自身のPRにも繋げることとする。

③定期報告

代表機関は、業務の遂行状況の進捗等について、所定様式にて期日までに、定期報告書を全国事務局に報告することとする。特に、ネットワーク内での支援の好事例については積極的に情報共有すること。また、全国事務局からイベント等への登壇依頼を受けた場合にも協力すること。

(7) 相談者の個人情報の取り扱い体制の構築と追跡調査【必須】

① 相談者の個人情報の取り扱い体制の構築

代表機関は、本事業の実施にあたり知り得た個人情報及び秘密情報の漏洩、紛失等の事故の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

個別相談やイベント・セミナーに参加する女性起業家に対し、本事業の個人情報の取り扱いについて説明し、利用目的を明示した上で収集すること。その際必ず、個人情報提供の同意書を書面等で回収し保管することとする。

女性起業家等の相談内容に応じて、別の支援機関に紹介する等支援連携を実施する場合には、相談者の情報を無断で共有することなく、原則、相談者自身の意思で情報を開示する仕組みを構築するなど適切な情報の取り扱い体制を徹底すること。

②追跡調査について

平成28年度および今年度地域ネットワークを利用した女性に対し、実際に起業に

至ったか、女性が必要としているフォローアップが本ネットワーク利用により受けられているか等のアンケート調査(以下、追跡調査)を行う。

追跡調査については、事前に全国事務局より配信されたアンケート内容を用い、平成29年11月～平成30年1月の間に代表機関が実施すること。その後、平成30年2月9日までに全国事務局に所定様式にてその結果を報告すること。

追跡調査の対象は、平成28年度および今年度に、本事業が主催・共催したイベント・セミナー参加者及び相談窓口利用者で、本事業への個人情報開示の了承を得た女性起業家等を対象とする(平成28年度と今年度の代表機関の事業者が異なる場合には、全国事務局より、平成28年度の利用者の情報を提供することとする)。

【追跡調査のアンケート項目について】

KPI (本事業の成果指標)	分子	分母
① 5年間を通じて、女性起業家等支援ネットワーク構築事業が主催・共催するセミナー等の参加者のうち、同ネットワーク構成機関へ起業相談に行った(起業相談はイベントやセミナー等の参加も含む)女性の割合	<p>【対象】すべての起業ステージの女性。</p> <p>【起業家相談の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を利用した女性、相談フォームに相談・問合せした女性 ・本事業が主催・共催するイベント・セミナー・交流会等に参加した女性。 <p>→個別相談利用に限らず、本NW事業が開催・実施したものに、「2回目に参加」した方をカウント。</p>	<p>【対象】すべての起業ステージの女性。</p> <p>【定義】本事業主催または本事業名の記載された共催のイベント・セミナー・交流会等の参加者および相談窓口等を利用した女性。</p>
② 女性起業家等支援ネットワーク事業利用者の5年間の創業率	<p>【対象】創業者(フリーランス、副業兼業、個人事業主、自宅開業、法人設立等含める)</p>	<p>【対象】本事業主催または共催セミナー・イベント・交流会等参加者や相談窓口利用者のうち、本事業支援NWを(今後5年以内に)利用したいと回答した方を対象とする。</p>

(8) 活動報告書の作成・好事例の収集・整理【必須】

①活動報告書の作成

年間を通して実施した女性起業家等に対する支援、活動内容等をまとめた活動報告書を作成し、平成30年2月9日までに全国事務局へ電子媒体にて提出すること。報告書は本事業及び経済産業省のホームページで公表することを想定。フォーマットと項目は全国事務局より事前に提示する。

②女性起業家支援の好連携事例の収集・整理

女性起業家支援事例や、先進的な取組を行っている地域ネットワーク内での支援の好事例を収集・整理し、地域ネットワーク内に情報提供することで、ネットワークの支援レベルの底上げを図ること。

好事例の共有については、地域の連絡会議および全国連絡会議でも行い、「わたしの起業応援 net」へのロールモデルページにも掲載を予定。

本事業における好事例とは、ネットワーク内の構成機関が連携して支援を実施した事例や、連携支援を通じて起業に至った女性の事例、起業ステージを進むことができた女性の事例等を想定し、P9記載の〈女性起業家支援「基本4メニュー」〉を基とした事例を想定。基本4メニューの支援連携に加えて、地域の特徴課題（女性の経済活動参画・起業浸透度、待機児童問題など子育てや介護の両立支援サポート等）や地域の女性起業家の現状・課題に応じた連携支援事例の提案も期待したい。

またこうした事例の収集の中で、女性起業家の声をしっかり収集し、どのような支援が期待されているか必要とされているか検証をするとともに、起業を検討している女性や起業を目指す女性にこうした支援を周知することを期待する。

③ わたしの起業応援 net「女性起業家コラムリレー企画」への協力

本事業の周知を目的として、10地域横断した各地域の先輩女性起業家の「For 叶える」「For ステップアップ」と題した、女性起業家の今やこれまでをコラムにした Facebook リレー企画を実施する。全国事務局より依頼があった場合には、各構成機関の女性起業家に周知いただき、コラム提供依頼を行うこととする。

(9) その他独自提案

その他、本事業を質高く運営するにあたり必要な事項につき、独自の提案がある場合には記載すること（ただし、本事業の趣旨に沿うもののみとする）

(10) 全体スケジュール（予定）

事業実施期間

契約締結日～平成30年1月31日

全体スケジュール

時期	項目	実施場所
5月12日頃	採択団体公表	経済産業省及び全国事務局のホームページにて情報公開
5月12日以降順次	採択説明会（公募実施地域のみ）	
5月16日（予定）	委託契約締結	—
6月中旬～下旬	第1回女性起業家支援メンター育成研修兼第1回全国連絡会議	東京（集合型）
7月、8月	第2回女性起業家支援メンター育成研修＋地域連絡会議	各地域ネットワークの活動都市（全国事務局も参加）
11月	第3回女性起業家支援メンター育成研修＋第2回全国連絡会議	東京（集合型）
12月・1月	中間検査	各地域ネットワーク事業者の活動都市（全国事務局による訪問型）
1月31日	事業期間終了	
2月9日	活動報告書・追跡調査結果提出	
2月15日	実績報告書	—

5. 応募対象者

本事業の応募対象者（代表機関）は、次の（1）～（3）に掲げる要件のいずれかを満たす法人とする。また、本事業期間終了後においても起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制を保有することを要件とする。

（1） 地域プラットフォーム※に所属する支援機関

※国の認定を受けた中小企業者等の支援を行う地域の中小企業支援機関の連携体公募期間終了時まで、地域プラットフォームに登録されていることを必要とする。

（2） 産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業者※

※産業競争力強化法に基づき、国からの認定を受けた創業支援事業計画に従って、市区町村と連携して創業支援に取り組む事業者。（本事業は特定創業支援事業に位置づけることが可能）

- (3) (1)、(2)の要件を満たす機関等と連携し、(1)、(2)と同等の支援能力を有すると認められる機関・団体等※

※連携の有効性・支援能力等については公募申請書にて審査することとする。

(1)～(3)の事業者（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む。）は、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったことおよび反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないこと、それを表明すること、及び将来にわたっても反社会的勢力といかなる関係も有していないことを必要とする。

6. 委託対象となる事業期間、経費

- (1) 委託対象となる事業期間

契約開始日～平成30年1月31日（水）

※ただし、人件費のみ平成30年2月9日まで計上可とし、1月末までの費用で算出した人件費単価を適用して業務日報記載の従事時間を計上することとする。

- (2) 予算規模：全国10箇所の予算総額 9,000万円（税込）とし、地域事業者ごとに下記の金額を申請上限額とする。この申請上限額を上回る予算申請を希望する場合は、別途その理由書を添付して申請すること。

地域	予算申請上限額（税込）
沖縄、北陸	750万円
北海道、中部、四国	800万円
東北、中国、九州	900万円
関東、近畿	1,350万円

- (3) 採択件数：10件（各経済産業局管轄エリアごとに1件程度）

最終的な実施内容、採択金額については事業提案内容に基づき、採択審査委員会での有識者の意見を鑑み、経済産業省と調整した上で決定する。

採択後、採択審査委員会の有識者の意見を鑑み、計画の一部見直しの依頼をすることがある。代表機関と全国事務局で計画を協議した上で、双方合意の上で、契約締結を行うこととする（その場合、契約開始日についても協議の上決定することとする）。

(4) 委託対象となる経費

本委託業務を実施するために必要となる経費内容は以下の通りとする（詳細については、全国事務局が採択後に提供する委託費精算マニュアルに準じる）。本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

- ・本事業においては、業務の再委託は一切認めないものとする。
- ・外注費は、原則として事業の実施に必要な経費の1/2を超えないこととする。
- ・委託金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となる。
- ・事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、全国事務局が、原則として検査を行い、支払額を確定。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となるため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もある。
- ・事業終了後の検査とは別に、事業の進捗の確認等を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがある。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (人件費対象者は予め届出を行った担当者のみとする。) 人件費の算出方法は、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」(平成27年4月)に基づくこととする。 http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 (会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等)に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費

消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） － 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） － 設備の修繕・保守費 － 法定検査、検定料、特許出願関連費用
Ⅲ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 （Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て）。）

（注意1）本事業においては、代表機関から構成機関への再委託も含めて一切の再委託を認めない。したがって、代表機関と構成機関が連携して本事業を行う場合にも経費支出については全て代表機関が行うこと。

構成機関が本事業のために支出した経費であっても、本委託業務を実施するために必要となる経費内容とは認められないので、予め留意すること。

ただし、代表機関及び構成機関が既存事業としてこれまでに行っているイベント・セミナー等は、本事業の予算として支出して実施することは認められない。

（注意2）本事業を、他の事業等と連携して行う場合（イベント等の併催等）については、費用を適切に按分し、本事業と別事業との経費区分が明確になるよう留意すること。実施経費区分が不明瞭な場合には、本事業における経費支出として認められない。

(注意3) 直接経費として計上できない経費の一例

○建物等施設に関する経費

○事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)

○事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

○その他事業に関係のない経費

7. 応募手続き等

(1) 応募スケジュール

公募開始：平成29年4月17日(月)

公募締切：平成29年5月2日(火)正午(12時)迄 郵送必着

審査結果公表：平成29年5月12日頃(予定)

(2) 公募説明会の開催

説明会への参加を希望する方は、以下の連絡先へメールにてお申し込みください。

【中部会場】〔日時〕平成29年4月20日(水) 10:00~11:30

〔場所〕パソナ・名駅

名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ 42F

<https://www.pasona.co.jp/area/meieki.html>

【四国会場】〔日時〕平成29年4月24日(月) 10:30~12:00

〔場所〕四国経済産業局 会議室

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎

http://www.shikoku.meti.go.jp/0_zenpan/map.html

【お申し込みメールアドレス】

メールアドレス：josei_nw@pasona.co.jp

※ ご連絡の際は、メール等の件名(題名)を「平成29年度女性活躍推進基盤整備委託事業(女性起業家等支援ネットワーク構築事業(地域ネットワーク事業者 代表機関)) 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者全員の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「住所」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、3名まででお願い致します。

(3) 提出先（問い合わせ先）等

平成29年度女性活躍推進基盤整備委託事業

女性起業家等支援ネットワーク構築事業（全国事務局）（株式会社パソナ内）

担当：諸戸（もろと）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-4

電話番号：03-6225-2081

受付時間9：00～12：00、13：00～17：00 月～金（祝日除く）

(4) 提出方法

下表の提出書類を1つの封筒に入れ、提出期限までに上記の提出先に郵送すること。

なお、宛先面に「平成29年度女性活躍推進基盤整備委託事業女性起業家等支援ネットワーク構築事業（地域ネットワーク事業者（代表機関）」と朱書きで記入すること。

- ・提出書類は日本語で作成し、A4片面印刷で、左上をクリップ留めすること。
- ・提出書類は返却しない。また、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- ・提出書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担とする。
- ・企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる可能性がある。

(5) 提出書類

①（様式1）事業申請書 本公募で指定する書式を必ず使用してください。	正本 1部 副本 1部
②（様式2）事業提案書 様式2 企画提案書 様式2-別紙① 女性起業家等支援ネットワーク組成図 様式2-別紙② 支出計画書（詳細）	正本 1部 副本 1部
③定款（寄附行為）	1部
④（様式3）反社会的勢力排除に関する誓約書	正本 1部
④機関の事業実績及び機関の事業概要や会社経歴書（沿革）がわかる書類（パンフレット等）	正本 1部
⑥ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）	正本 1部

<p>⑦上記①②④を記録した電子媒体（CD-ROM等）</p> <p>*①、④はPDFファイル（押印済みの文書も含む）</p> <p>*②はExcelファイル</p>	<p>1部</p>
---	-----------

※事業計画の審査は、提出された事業計画書及び関連資料をもとに、審査委員が行うため、審査委員が適切な判断を下せるよう記入欄に基づき、必要に応じて、枠を広げて適切に記述ください。ご提出前に上記リストを再度確認し、提出書類・記載内容に漏れがないかを確認してください。

（6）審査方法

代表機関の選定は、全国事務局が設置する有識者等により構成される採択審査委員会において、（6）の選定基準に基づき行う。

なお、全国事務局は、必要に応じて、応募機関を対象に、事業の提案内容に関するヒアリングを実施することがある。また、全国事務局は、応募機関に対し追加資料の提出を求める場合がある。

（7）選定基準

代表機関の選定基準は次の①～④とし、各審査項目の評価結果や地域バランス等を総合的に勘案し、採択審査委員会での協議により決定する。

- ① 地域ネットワークの組成・推進能力（平成28年度組成したネットワークを活かし、今後の質量の向上と、組成したネットワークの中で、今後どのように連携していくことを想定しているか、当該機関の名称や連携方法、地域ネットワーク事業者の構成機関として当該機関が含まれることのメリット等についても記載をすること）
- ② 事業の実施内容の妥当性
- ③ 事業遂行能力（事業の実施体制・類似事業の実績等）
- ④ コストパフォーマンス及び事業の自走化に向けた創意工夫

（8）審査結果の通知

審査の結果は、5月12日（金）頃に経済産業省及び全国事務局のホームページにおいて採択の公表を行うほか、採択された団体に対し、全国事務局から採択通知を文書にて送付する。なお、審査の過程や採択されなかった理由に関するお問合せ等、個別のお問合せには応じられないため、了承のこと。

8. 契約について

（1）実施計画書の作成

代表機関は、採択決定後、本事業実施に先立ち、次に掲げる事項を記載又は添付した実施計画書を策定し、採択決定日後すみやかに全国事務局へ提出し、承認を得ることとする。（実

施計画書の様式は全国事務局より別途指定するが、本提案書と同項目としている。）

ただし、採択委員会により契約金額が決定するため、予算申請額との差異による計画修正などは可能。また、提案内容について、委員会での協議内容を踏まえた実施内容の見直しを求めることがある。

- ① 事業実施方針
- ② 事業実施内容、事業実施スケジュール
- ③ 事業実施体制（全体像、代表機関、構成機関）
- ④ 支出計画 等

(2) 採択された申請者は、全国事務局との間で委託契約を締結する。契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始とする。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もあることを了承のこと。契約締結後、受託者に対し事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては守秘義務の遵守をお願いすることがある。事業期間中は、継続的に全国事務局へ事業の進捗状況を報告すること。

(3) 実地検査・モニタリングの受検

全国事務局は、代表機関の執行状況に関する進捗の確認等の目的で実地検査を行う。また、実地検査とは別に、事例収集のためにモニタリングを行うことがある。実地検査・モニタリングの対象となった代表機関は、全国事務局の指示に従い、適切に対応することとする。また、モニタリングについては構成機関に対しても行う場合があるため、構成機関に対して予め承諾を得ておくこと。

(4) 実績報告書の提出、確定検査の受検

代表機関は、平成30年2月15日（木）を必着として委託業務についての実績報告書を全国事務局に提出すること。その後、全国事務局は検査を行い、内容に問題がなければ委託費（原則として委託契約期間内に支払いが完了しているものを対象とする）の支払いを行う。支払いは原則として精算払いとする。

(5) 委託事業の経費処理

予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、全国事務局は、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行わない。実施主体は、厳格な経費処理が必要となることを前提として、申請すること。委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は代表機関において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存すること。詳細については、全国事務局が別途提供する委託費精算マニュアルに準拠することとする。

(6) 全国事務局が実施する調査・情報提供等に対する協力

全国事務局は、地域ネットワークの活動状況や、地域ネットワークの各種支援施策の利用対象者に対して、各種調査・情報提供を行うことがあるため、代表機関は全国事務局の依頼に応じ適切に対応すること。

(7) 構成機関の除名処分等

地域ネットワークの構成機関については、代表機関が管理を行うものであるが、全国事務局及び経済産業局が不適切と認める機関等があった場合には即座に地域ネットワークからの除名処分等を行うことが出来るものとする。その場合には、代表機関は当該処分の内容に応じて、速やかに適切な対応をとること。

(表1) 各経済産業局 管轄一覧

局名	管轄都道府県
北海道経済産業局	北海道
東北経済産業局	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東経済産業局	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・長野・山梨・静岡
中部経済産業局	愛知・岐阜(ただし、北陸支局の管轄を除く)・三重
中部経済産業局 北陸支局	富山・石川・岐阜の一部 ※詳細は下記 URL http://www.chubu.meti.go.jp/e11hokuriku/kankatsu.html
近畿経済産業局	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国経済産業局	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国経済産業局	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局	沖縄